

短期給付掛金率引き上げの検討内容について

平成23、24年度

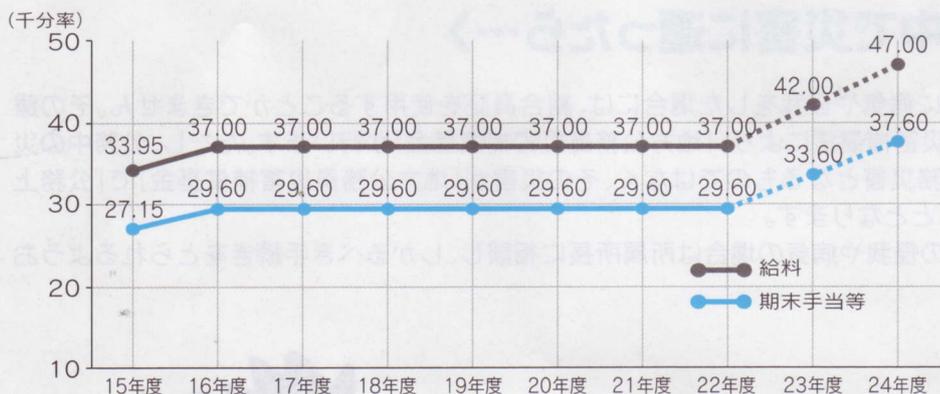
当共済組合の収支状況は、組合員数の減少や給料のマイナス改定等の影響により収入の減少傾向が続いている一方で、平成20年4月に高齢者に係る医療制度が改正されたことに伴い、他制度に対する財政負担(高齢者医療への支援金等)が増加しました。

他制度に対する財政負担は支出のおよそ4割を占めており、共済組合独自の取り組みによって支出を大きく削減することは、困難な状況にあります。

このため、現在共済組合本部では、安定した事業運営を確保しつつ、組合員の負担を最小限に抑える方策として平成23年度及び平成24年度の掛金率等を給料に対して1000分の5(期末手当等に対して1000分の4)程度ずつ、段階的に引き上げるという案が検討されています。(下図参照)

なお、検討結果については次号等でお知らせします。

▼ 短期掛金率の推移(一般組合員)



◎詳しくは公立学校共済組合本部発行の『共済フォーラム』12月号をご覧ください。

被扶養者認定に係るQ&A

最近お問い合わせが多くなった事例で『それまで働いていた方が退職し、組合員の被扶養者になろうとする場合』に生じる疑問についてお答えします。

被扶養者認定と雇用保険の基本手当(いわゆる失業手当)との関係

Q 「妻が退職したので、私(組合員)の被扶養者になりたいのですが…?」(組合員 鞍月 一郎)



妻が退職したので、私(組合員)の被扶養者になりたいのですが…。妻は雇用保険の基本手当を受けようと思っています。

基本手当は月額4,612円もらえるそうですが、基本手当を受給すると被扶養者にはなれないのですか？
また、実際に給付されるのは数ヶ月後になるのですが、その間はどのようにすればよいですか？。

A (共済組合 担当者)



奥様は退職された後、雇用保険の基本手当(いわゆる失業手当)を受給されるということですが、その場合基本手当の月額が被扶養者認定基準月額3,612円(130万円÷360日÷3,612円)以上になると認定はできません。

奥様の場合、基本手当の月額が4,612円とのことですので、基本手当の受給期間中は被扶養者になれませんが、雇用保険手続き後の失業状態を確認するための「待機期間」(7日間)及び「給付制限期間」(自己都合による退職の場合は通常3か月間)が終了するまでの間は、基本手当(いわゆる失業手当)の支給はありませんので、被扶養者として認定できます。

しかし、基本手当の受給期間中は、被扶養者となれませんので忘れずに被扶養者取消の手続きを行うとともに、奥様ご自身で国民健康保険及び国民年金に加入されるようお願いします。